

令和7年度 鈴鹿市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和7年7月

障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等による障がい者の自立を促進するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成25年4月1日から施行されています。

同法により、地方公共団体等においては、障害者就労施設等から物品・役務（以下「物品等」という。）の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定するとともに、当該年度の終了後、物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表することが義務付けられています。

鈴鹿市（以下「市」という。）では、調達方針に基づき、障害者就労施設等からの調達を推進し、障がい者がやりがいと責任をもって働くことができる社会の実現をめざします。

1 基本的な考え方

（1） 障害者就労施設等への発注拡大

市が物品等を調達する際（障害者就労施設等への発注）は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、第3号及び鈴鹿市契約規則第20条の3の規定（随意契約の手續）に基づく随意契約の活用等により、障害者就労施設等への発注の拡大に努めるものとします。

なお、発注に際しては、予算の適正な使用に留意するとともに、公正性・透明性の確保に努めるものとします。

（2） 障害者就労施設等における受注体制の向上支援

障がい者の就労を促進するためには、障害者就労施設等が発注者のニーズ（品質、コスト、納期等）に即した物品等を提供できるよう、技術力と供給力を高めることも重要です。物品等の質の向上や情報発信など、受注拡大をめざした障害者就労施設等の取組を支援します。

2 実施機関

市の全機関（市長部局、上下水道局、教育委員会事務局、市立学校、消防本部、議会事務局、各種委員会事務局。以下「各部局等」という。）において、本方針に基づく優先調達を実施します。

3 対象とする施設等

- (1) 障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する施設等）
- (2) 社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

4 対象物品等と調達目標

令和7年度の対象物品等と調達目標は次のとおりとします。

種別	調達品目等	調達目標額
物品	事務用品(事務用具、封筒等) 食料品・飲料(パン、弁当、野菜等) 小物雑貨(各種記念品、防災用品等) その他の物品	10万円以上
役務	印刷(ポスター、チラシ、冊子、名刺等) 清掃・施設管理(清掃、除草等) 情報処理・テープ起こし その他のサービス・役務(仕分け、梱包、印刷物折り、資源回収等)	4,390万円以上
合計		4,400万円以上

5 具体的な取組事項

(1) 年間見込みに基づく計画的な調達

各部局等においては、公正性・競争性の確保に努めることを原則としながら、障害者就労施設等の特性に配慮した納期設定や、規格や仕様に関する事項について丁寧に説明するなどの配慮を行い、年間の見込みを立てて、計画的に調達を行います。

(2) 随意契約の活用

障害者就労施設等からの見積書徴取による随意契約を積極的に活用し、多様な分野における優先的な調達を一層推進します。

(3) 受注体制の向上支援

受注体制のレベルアップに取り組む障害者就労施設等やその要望に対して、専門家派遣による技術的・経営的な助言・指導等を実施し、物品等の質の向上や、円滑な受注業務の遂行を支援します。

(4) 「共同受注窓口」の活用

障害者就労施設の発注先の相談や見積書の聴取のほか、技術的支援等を担う「共同受注窓口」を仲介窓口として活用し、受注業務を対応可能な障害者就労施設等に分配するとともに、複数の施設の連携した取組にも配慮します。

(5) 関係機関との連携

三重県や地域自立支援協議会等の関係機関と連携し、地域性や各施設の個別課題を踏まえた、受・発注者間のマッチングに取り組むことにより、調達の拡大を図ります。

(6) 社会的事業所からの優先調達

障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」社会的事業所からの優先調達に取り組みます。

(7) 職員の私的購入等の促進

法の趣旨を踏まえ、職員個人や親睦会等においても、率先して障害者就労施設等からの物品の購入等の促進に努めます。

(8) 物品等情報の公表・活用

障害者就労施設等が公表する物品等に関する情報を積極的に活用するとともに、市においても障害者就労施設等が取り扱う物品等の一覧情報を整理し、ウェブサイト等で公表します。

(9) 実績の公表及び方針の見直し

毎年度、調達実績を公表するとともに、調達実績や受注体制の状況などを勘案して本方針の見直しを行います。